

浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託 業務概要

1 件名

浦安市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業業務委託

2 目的

本件は、貧困の連鎖を防止することを目的に、生活困窮世帯の子どもの学習支援とともに、保護者に対する支援を含めた生活支援を実施する。

なお、本事業は生活困窮者自立支援制度に基づく事業として実施する。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

4 履行場所

浦安市内の公共施設または受託者が用意した場所

5 支援対象者

支援対象者は、浦安市（以下「市」という。）に居住する生活困窮世帯、生活保護受給世帯、ひとり親世帯、就学援助利用世帯の小学生（4年生以上。以下同じ。）、中学生、高校生及びその保護者とする。人数の目安は、開催1回あたり概ね小学生20人、中学生30人、高校生15人程度とする。

6 業務内容

受託者は、支援対象者又はその保護者等に対し次の支援を単独又は平行して行う。

（1） 学習支援

支援に向けたアセスメントを行った上で、個々の状況に応じて、学習の機会および学び直しの機会を提供し、基礎学力向上のための学習支援、高校等進学に向けた進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学習意欲の向上を図る。

（2） 生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

（ア） 居場所での相談支援

子どもが安心して過ごせる場所を提供し、支援員による相談支援や子ども同士の学び合い等を図る。

（イ） 日常生活習慣の形成

生活習慣の助言や実践を行うことにより、親の不在や養育力の不足等により十分な日常生活習慣等が身についていない子どもへの支援を図る。

（ウ） 社会性の育成

親や家族以外の人と接する機会の少ない子ども等に対して助言することにより、他人と

の接し方等を身につける。

(エ) 体験活動等

年中行事や家族でのイベントの体験機会の少ない子ども等に対し、共同作業や年中行事等の体験、社会見学等の実施を通じ、自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくり等を図る。

(オ) 高校生世代への支援

高校等入学後の学校生活や生活面での問題からくる高校等中退の防止、高校等の中退した者など高校生世代の進路に関する将来の意欲向上や具体的イメージの形成、希望する進路選択のための基礎づくりを行う。

イ 保護者に対する支援

(ア) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもの養育に関する知識や情報が十分でない保護者に対して助言や情報提供を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図る。

(イ) 世帯全体への支援

子どもの進学や生活環境の改善に資する制度の知識や利用方法などが分からないといった保護者に対する助言等、世帯全体への支援を行うことにより、子どもの育成環境の改善を図る。

支援に当たり、教育委員会、学校等の教育機関をはじめとした各種支援者との情報交換や生活困窮者自立支援制度の各事業の実施主体との連絡調整等を行う。

(3) 進路選択等に関する支援等

子ども及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等を行う。

7 実施方法等

(1) 実施方法

学習支援については、原則通所方式とする。使用する教材については、支援対象者が自ら持参する物の他、受託者において教材を用意する。

(2) 場所

市が指定した施設で開催することを原則とするが、市と協議の上、受託者において確保した場所で実施することも可能とする。

(3) 実施日数等

学習支援は、原則週2回以上実施する。ただし、市が指定した施設の休館日及び国民の祝日に関する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除くものとし、小学生・中学生・高校生いずれも年間96回程度、各回小学生120分程度、中学生・高校生180分程度実施する。

(4) 学習支援員等

ア 受託者は、学習支援実施に当たり、各回会場に学習支援員を3名以上配置するものと

する。

イ 学習支援員のうち1名以上は、教員免許の資格を有する者とする。

ウ 受託者は、学習支援員の他に事業実施に必要なボランティアを募集し配置することができる。

(5) 支援対象者の参加促進

受託者は、支援対象者に対し、電話又はその他の通信手段等により学習支援、生活支援及びその他の相談支援への出席を働きかけ、参加を促進する。また、事業周知用のリーフレットを作成すること。

(6) 安全の確保

受託者は、事業実施に当たり常に支援対象者の安全について配慮し、その保護者等との連絡体制を整備する。

(7) 損害賠償保険等への加入

受託者は、本事業を実施するにあたって支援対象者及びボランティアが負傷又は損害賠償責任を負った場合等に補償を受けることができるよう保険に加入する。

8 事業計画及び報告書等の提出

受託者は、年度毎に事業計画書を提出すること。また、当該月の事業実施状況等について記載した報告書を翌月10日までに提出するとともに、年度終了後は、速やかに事業報告書を提出すること。

9 委託料

本事業における委託料に関する事項は、契約書において定める。なお、支払方法は、複数回の完了払いを予定している。

10 経費等

(1) 対象となる経費

本事業に必要な経費とする。支援対象者への現金給付、備品等の財産取得に係る経費、食料費は対象外とする。

(2) 費用負担

市は契約金以外の費用を負担しない。また、支援対象者に費用負担を求めてはならない。ただし、支援対象者が負担すべき交通費等の実費は除く。

11 個人情報の保護

本事業において知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法令等及を遵守し、情報の漏洩防止等に十分な配慮を行うこと。

12 苦情対応等

支援対象者等からの苦情及び支援対象者と受託者又は業務従事者との間で発生したトラブルへの

対応は、原則として受託者の責任で行うこと。

13 その他

(1) 協議等

仕様書に記載のない疑義が生じた場合、市と受託者の協議により対応することとする。

(2) 再委託の制限

受託者は、この事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に市に対して再委託する業務の内容、再委託先等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(3) 権利の帰属

この事業により作成された資料等に関する著作権及び所有権は、委託料の支払いが完了したときに受託者から市に移転するものとする。

14 担当課

浦安市 福祉部 社会福祉課